

受付印

徴 収 猶 予 申 請 書

地方税法第15条第1項第4号(第5号の場合、第 号類似)の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請年月日 令和〇〇年 11月 20日 (あて先) 姫路市長		申請者	住所所在地 姫路市〇〇町〇丁目〇番地 電話番号 079(×××)×××× 携帯番号×××(××××)××××	氏名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 姫路 太郎					
納付し、 又は納入 すべき市税等	年度	税 目	通知書番号	賦年	期別	納期限	税 額	延滞金	滞納処分費
	〇〇	固定資産税 都市計画税	1234567800	〇〇	3	××・9・30	152,000	要	
	〇〇	固定資産税 都市計画税	1234567800	〇〇	4	××・12・25	152,000	要	
	〇〇	法人市民税	12123456789	0	0	××・11・30	156,000	要	
						・ ・		要	
						・ ・		要	
						・ ・		要	
						・ ・		要	
						・ ・		要	
納付し、又は納入すべき市税等のうち、徴収猶予を受けようとする金額							300,000	要	
猶予該当事実の詳細		令和××年3月期は200万円の利益があったが、新型コロナウイルス感染症対策の営業自粛・営業時間短縮等の影響により、平成〇〇年3月期は150万円の損失となっていた。							
一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細		令和〇〇年3月期の損失150万円のうち、令和××年3月期の利益金額200万円の2分の1の金額100万円を超える部分である50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。							
納税計画	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額			
	令和〇〇.11.30	60,000 円	令和〇〇.3.31	60,000 円	令和	円			
	令和〇〇.12.31	60,000 円	令和	円	令和	円			
	令和〇〇.1.31	60,000 円	令和	円	令和	円			
	令和〇〇.2.28	60,000 円	令和	円	令和	円			
上記のほか、法律により延滞金額が生じれば、延滞金を納付します。									
猶 予 期 間		令和 〇〇 年 11 月 20 日から 令和 〇〇 年 3 月 31 日まで							
担 保	☐ 有 ☒ 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情							

※ 猶予を受けようとする金額が100万円以下・猶予を受けようとする期間が3ヶ月以内の場合や、担保を提供することができない事情があると認められる場合には、担保は不要です。

「徴収猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとするときには、「財産収支状況書」を「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。



A

徴 収 猶 予 申 請 書

地方税法第15条第 1 項第 4 号(第5号の場合、第 号類似)の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請年月日 令和〇〇年 11月 20日		住所所在地 姫路市〇〇町〇丁目〇番地							
申請書を提出する日を記載します。 (あて先) 姫路市長		電話番号 079(×××)×××× 携帯番号×××(××××)××××							
申請者		氏 名 称 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 姫路 太郎							
納付し、 又は納入すべき市税等	年度	税 目	通知書番号	賦年	期別	納期限	税 額	延滞金	滞納処分費
	〇〇	固定資産税 都市計画税	1234567800	〇〇	3	××・9・30	152,000	要	
	〇〇	固定資産税 都市計画税	1234567800	〇〇	4	××・12・25	152,000	要	
	〇〇	法人市民税	12123456789	0	0	××・11・30	156,000	要	
						・ ・		要	
						・ ・		要	
						・ ・		要	
						・ ・		要	
B	納付し、又は納入すべき市税等のうち、徴収猶予を受けようとする金額						300,000	要	
C 猶予該当事実の詳細		令和××年3月期は200万円の利益があったが、新型コロナウイルス感染症対策の営業自粛・営業時間短縮等の影響により、平成〇〇年3月期は150万円の損失となってしまった。							
D 一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細		令和〇〇年3月期の損失150万円のうち、令和××年3月期の利益金額200万円の2分の1の金額100万円を超える部分である50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。							
納税計画	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額	年 月 日	納付金額			
	令和〇〇.11.30	60,000 円	令和〇〇.3.31	60,000 円	令和	円			
	令和〇〇.12.31	60,000 円	令和	円	令和	円			
	令和〇〇.1.31	60,000 円	令和	円	令和	円			
	令和〇〇.2.28	60,000 円	令和	円	令和	円			
E	上記のほか、法律により延滞金額が生じれば、延滞金を納付します。								
猶 予 期 間		令和 〇〇 年 11 月 20 日から 令和 〇〇 年 3 月 31 日まで							
担 保	☐ 有	担保財産の詳細又は							
	☒ 無	提供できない特別の事情							

徴収の猶予の申請をするときに、未納となっている市税を全て記載します。延滞金については、本税の金額を納付していないときは、「要」と記載します。

「財産収支状況書」(⇒16ページ)の「4 分割納付計画」欄から転記します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円以下・猶予を受けようとする期間が3ヶ月以内の場合や、担保を提供することができない事情があると認められる場合には、担保は不要です。

A 「地方税法第15条第____項第____号（第5号の場合、第____号類似）の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。」欄

Aについては、下線部分に下の表の該当する条項を記入します。

災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予	納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	地方税法 第15条第1項第1号
	納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	地方税法 第15条第1項第2号
	納税者がその事業を廃止又は休止したこと	地方税法 第15条第1項第3号
	納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと	地方税法 第15条第1項第4号
	納税者に上記4つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと	地方税法 第15条第1項第5号

B 「納付し、又は納入すべき市税等のうち、徴収猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき市税」の合計額から「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額が、猶予を認められる限度額となります。

※ 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

<記載例>

250,000円 (納付すべき市税の合計額)	—	50,000円 (現在納付可能資金額)	=	200,000円 (①) (納付を困難とする金額)
620,000円 (治療費及び入院費)	—	320,000円 (受領した保険金)	=	300,000円 (②) (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)
300,000円 (②) (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)	>	200,000円 (①) (納付を困難とする金額)	⇒	200,000円 (この欄に記載する金額)

※ 「納付を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を、徴収の猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

C 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。

D 「一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

<記載例>

猶予該当事実の種類	「猶予該当事実の詳細」欄	「一時に納付することができない事情の詳細」欄
災害等	平成××年9月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。	店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで10日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
病気・負傷	平成××年9月に交通事故に遭い、同月から3か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。	〇〇病院に治療費及び入院費として、平成××年9月から平成〇〇年2月までの間に合計89万円を支払い、××生命保険から保険金26万円を受領しているため、差引金額である63万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休業止	近隣に大型店舗が進出したことにより、平成××年1月から9月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、平成××年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円及び従業員3人を解雇した際に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。
事業上の著しい損失	平成××年3月期は250万円の利益があったが、平成××年6月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、平成〇〇年3月期は150万円の損失となってしまった。	平成〇〇年3月期の損失150万円のうち、平成××年3月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

E 「猶予期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。

ただし、災害等のやむを得ない理由により申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

F 「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がない場合には「□無」にチェック（☒）を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」にチェック（☒）を付けます。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合

- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある（次のイからへに掲げるものがない）場合
- イ 国債及び地方債
 - ロ 社債その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
 - ハ 土地
 - ニ 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に附したもの
 - ホ 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
 - ヘ 市長が確実と認める保証人の保証

○ 「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。

※ 上記①又は②に該当する場合には、この欄には「一」と記載します。

上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

<記載例>

（不動産を担保として提供する場合）

担 保	☒ 有 ☐ 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	種別：土地、 地目：宅地、 地積：120m ² 所有者：〇〇 〇〇 所在地：〇〇市△△町× - ×-×
-----	---	--------------------------	--